

令和3年1月15日

保護者 様

みよし市立黒笹小学校
校長 吉野 嘉郎

緊急事態宣言を踏まえた本校の対応について

日ごろは、本校の教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。特に今年度は、新型コロナウイルス感染防止の取組に対して、格別のご配慮をありがとうございます。

本校においても、昨年5月の学校再開以来、各ガイドラインに沿いながら教育活動を進めてまいりましたが、この度発出された「緊急事態宣言」及び「愛知県緊急事態措置」につきましては、下記の対応を講じることといたします。

かけがえのない生命と健康を守りながら教育活動を進めるため、引き続きのご協力をお願いいたします。ご心配なこと・ご質問等ございましたら、なんなりと学校にお問い合わせください。なお、この対応は今後変わる可能性もあることをご承知おきください。よろしくをお願いいたします。

記

1 国から示された学校教育活動の継続と臨時休業の考え方

- (1) 学校においては、地域の感染状況を踏まえ、学習活動を工夫しながら、可能な限り、学校行事や部活動等も含めた学校教育活動を継続し、子どもの健やかな学びの保障をする。
- (2) 感染者が1人発生したことのみをもって、学校全体の臨時休業を行うことは控える。臨時休業が必要な場合でも、必要最低限の範囲での休業に留める。

2 本校の具体的な対応

- (1) 基本的な感染対策を継続・徹底します。

- ・家庭と連携した毎朝の検温及び健康観察の徹底
- ・手洗い及び咳エチケットの徹底
- ・多くの児童が手を触れる箇所の消毒
- ・十分な睡眠・適度な運動・バランスのとれた食事の指導・家庭への啓発
- ・効果的で意図的な換気の徹底
- ・常時マスクの使用
- ・多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮

- (2) 「感染症対策を講じてもお感染リスクの高い学習活動」は、一時的に停止をします。それに伴い、一部の教科で、指導順序の変更を行います。

感染症対策を講じてもお感染リスクの高い学習活動の例

- ・各教科共通「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ・理科における「児童生徒が近距離で活動する実験、観察」
- ・図画工作における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ・体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

なお、体育の指導は、可能な限り屋外で実施し、呼気が激しくならない軽度な運動の際は、マスクを着用します。

- (3) 学校行事・学年行事等は、可能な限りの感染症対策を講じ、予定通り行います。ただし、感染症対策を講じてもなお感染リスクが高いと判断した行事等はいりません。
- (4) 1月19日からの開始を予定していた部活動は、緊急事態宣言が解除されたのちに再開します。再開の時期については、改めて学校からお知らせいたします。
- (5) 児童の心のケアに努めます。また、感染者や濃厚接触者等に対する偏見や差別につながるような行為は断じて許されないものであることを、毅然とした態度で指導します。
- (6) 学校給食は、これまでの対応を継続・徹底します。食事中は会話をせず、食事が終わったら速やかにマスクを装着します。
- (7) 図書室の利用、清掃活動はこれまで通り継続します。

3 保護者の皆様へお願い

(1) お子様の心身の健康管理

毎朝、検温と健康観察をお願いいたします。風邪症状がみられる場合は無理をせず、症状がなくなるまで自宅での休養をお願いいたします。

(2) マスク・ハンカチの準備

飛沫感染予防のため、マスクの準備をお願いいたします。また、手洗い時に貸し借りがないよう、毎日ハンカチをご持参ください。

(3) 偏見や差別への対応

感染者や濃厚接触者等に対する偏見や差別につながる行為が起これないようにするためには、周りの大人がそれは断じて許されないものであることを毅然とした態度で指導することが不可欠です。各家庭においても、このような偏見や差別を未然に防ぐよう、機会をとらえてお話をさせていただきますようお願いいたします。

(4) 不要不急の外出の自粛

特に20時以降の不要不急の外出はお控えください。

- (5) 次の場合に当てはまるときは、速やかに教頭までご連絡をお願いいたします。ご連絡いただいた内容については、厳正な情報管理に努め、感染症拡大防止のための目的以外には使用しません。

・ 児童の感染が判明した場合

出席停止となります。期間は保健所の指示によります。

・ 児童が濃厚接触者に特定された場合

原則2週間の出席停止となります。保健所の指示があれば、それに従います。

・ 児童の家族が患者または濃厚接触者に特定された場合

原則2週間の出席停止となります。保健所の指示があれば、それに従います。濃厚接触者が「陰性」と判明した場合は、出席停止を解除します。

・ 児童の家族が風邪症状等で、PCR検査を受ける場合

結果が判明するまで出席停止となります。

「陰性」と判明した場合は、出席停止を解除します。

4 その他

これらの件に関するお問い合わせは、教頭までお願いいたします。